

幼稚園事務の補助執行に係る事務取扱要綱

浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の別表（第2条関係）中、「教育長が別に定めるもの」は次のとおりとする。

（事務内容）

- (1) 初任給の決定に関する事。
- (2) 手当の認定に関する事。
- (3) 期末勤勉手当の支給に関する事。
- (4) 昇給に関する事。
- (5) 児童手当の支給等に関する事。
- (6) 退職手当の支給等に関する事。
- (7) 育児休業、介護休暇等の承認に関する事。
- (8) 分限処分に関する事。
- (9) 職務専念の義務の免除の承認に関する事。
- (10) 営利企業等の従事許可に関する事。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。